

要介護認定有効期間の延長について

「介護保険制度の見直しに関する意見」（第 54 回社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に当たり、市町村の事務負担を軽減するため、市町村全域で当該事業を実施している場合に限り、更新申請時の要介護認定等に係る有効期間を、一律に原則 12 カ月、上限 24 カ月に延長し、簡素化することとされました。

なお、福山市においては、2015 年（平成 27 年）4 月から市内全域で総合事業を実施するため、2015 年（平成 27 年）4 月から改正後の有効期間を適用します。

申請区分等	現行		改正案		
	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	
新規申請	6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月	
区分変更申請	6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月	
更新申請	前回要支援→今回要支援	12か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要支援→今回要介護	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要介護→今回要支援	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要介護→今回要介護	12か月	3か月～24か月	12か月	3か月～24か月